



太陽光発電システムの設置費用を補助します

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

■補助対象

①町内に所在する住宅（併用住宅を含む。以下同じ）もしくは住宅として使用される予定の建物に機器を設置する方または建売供給業者等から住居として町内に所在する機器付き住宅を購入する方。設置する建物が、補助の対象者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けている方。（機器は未使用のものに限る）

②町税を完納している方

③電力事業者と当該太陽光発電システムに係る電力受給契約を締結する方

※なお、事業所は対象となりません

■補助金額・補助金額の上限

①補助金額 1 キロワットあたり 30,000 円。

②補助金額の上限 30,000 円 × 4 キロワット = 120,000 円が補助金額の上限です。

■受付期間 4 月 1 日(水)～先着順で予定補助件数となり次第、終了します。※書類に不備が無ければ、先着順に受付します。受付予約は行いません。

■注意事項

・機器の設置工事に着手する前に申請する必要があります。建売の場合は、住宅の引き渡し前に申請する必要があります。

・新築住宅に設置する方は、住宅の契約書のほかに、太陽光発電システム部分の詳細が分かる明細を提出してください。

クリーン作戦を実施します

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

町民皆様のご協力をお願いいたします。

■日時 4 月 26 日(日) 午前 6 時～午前 7 時

■場所 町内全域（福田地区を除く）

■注意事項

・ゴミの収集にあたっては、分別にご協力ください。

・側溝の土砂は収集しません。

町営住宅入居者募集について

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

■募集期間 4 月 1 日(水)～4 月 15 日(水)

■受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■対象住宅と戸数

①中道団地（飯坂字中道）1 戸

②壁沢団地 1 号棟（字壁沢）10 戸（4・5 階）

④ふもとがわ団地 1 号棟（大字鶴沢字笛田）5 戸（2～5 階）

⑤ふもとがわ団地 2 号棟（大字鶴沢字笛田）7 戸（1～5 階）

⑥賤ノ田団地（字賤ノ田）8 戸（2～5 階）

※壁沢住宅 2 号棟については、U I ターン者・新婚世帯への優先選考（以下の入居条件を満たした場合で、入居期間が最長 10 年間の条件）があります。

■間取り・設備 各団地で異なります。問い合わせください。

■入居条件

①現に住宅に困窮している方。

②税、その他の使用料などの未納がないこと。

③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者なども含む。

④単身入居の資格が認められる者は満 60 歳以上。（60 歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください。）

⑤収入基準は、所得月額 158,000 円以下であること（収入のある方全員です）。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は 214,000 円以下。

⑥入居決定時に、1 名の連帯保証人に引受承諾が得られること。

⑦入居者が暴力団員でないこと。

■家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります。（別途、共益費等がかかります。）

■駐車場 原則 1 戸に 1 台。（家賃とは別に使用料あり。一部の住宅は駐車場無し）

台風 19 号により被災された皆様へ

町が災害復旧事業の一環として実施している、「宅地関連災害復旧事業」と「農地農業用施設災害復旧事業」について、期限内に事業が完了しないケースが多く見受けられることから、以下のとおり申請期限を変更します。

変更前：令和 2 年 3 月 31 日→変更後：令和 3 年 3 月 31 日

スポーツ教室のご案内

NPO 法人かわまたスポーツクラブに委託して次のスポーツ教室を開催します。参加には事前申し込みが必要になります。また講師や会場の都合により日程が変更になる場合がございます。

お問い合わせ先

川俣町体育館 Tel 024-565-3931

教室名	日 時	場 所	対象者
トレーニング教室	4 月 7 日(火) 午後 7 時～、18 日(土) 午前 10 時～	町体育館	高校生以上 ※高校生の受講は保護者同伴
始めよう！スポーツウエルネス吹矢ランナーズクラブ	4 月 11 日(土)、25 日(土) 午後 2 時～ 4 月 11 日(土)、25 日(土) 午後 3 時～	町体育館 町体育館	町内在住・在勤者の どなたでも参加可



暮らし

犬の登録と狂犬病予防注射

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

狂犬病予防法により、生後 91 日以上の子犬の飼い主は次のことが義務付けられています。

①住まいの市町村への登録 ②年 1 回の狂犬病予防注射 ③鑑札・注射済票の装着

これらに違反すると罰せられる場合があります。

また、飼っている犬が死亡した場合、住所や所有者を変更した場合は届出をしてください。

■集合予防注射実施日

実施日	時間	地区	会場
4 月 15 日 (水)	8:40 ~ 9:40	福田	福田公民館
	10:00 ~ 10:40	小神	小神公民館
	11:00 ~ 11:40	鶴沢	シルクピア広場
	13:20 ~ 13:50	小綱木	小綱木公民館
	14:20 ~ 14:50	山木屋	山木屋公民館
4 月 16 日 (木)	9:00 ~ 9:40	小島	小島公民館
	10:00 ~ 10:40	飯坂	飯坂生活改善センター
	11:10 ~ 11:40	大綱木	大綱木公民館
	13:20 ~ 13:50	福沢	福沢公民館
	14:10 ~ 15:30	川俣	役場北側
4 月 19 日(日)	9:00 ~ 11:00	川俣	役場北側

■持参するもの ①初めて登録する犬の場合：登録料 3,000 円 + 注射料 3,250 円 ②登録済みの犬の場合：注射料 3,250 円 / 役場からの通知ハガキ / 愛犬手帳

合併浄化槽の設置費用を補助します

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

■受付開始日 5 月 1 日(金)

■定員 先着順で予定基数になり次第締切

■補助対象 住宅の新築に係る浄化槽の設置及び単独浄化槽・汲取り便槽の設置換え工事

上記のほか、設置換えで撤去費用が伴う場合や、単独浄化槽の設置換えの場合の配管工事については補助金額が上乗せ補助されます。

■補助金額 補助金交付要綱の改正により、金額が決定次第、町ホームページや広報等でお知らせいたします。

※ 1 浄化槽の設置工事に着手する前に申請する必要があります。（既存の浄化槽や汲み取り便槽の撤去・配管の付け替え等も設置工事とみなします。）

※ 2 単独処理浄化槽や汲み取り便槽は完全に撤去する必要があります。（原則、埋設したまま放置することはできません。）

井戸の掘削にかかる費用を補助します

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

井戸の飲用水が安定的に確保できないために、井戸を掘削する必要がある方に対し、井戸掘削工事の経費の一部を補助するものです。

■受付開始日

4 月 1 日(水)より受付開始

※申請書提出順とし、予算がなくなり次第終了とします。

■補助対象者

- ・町内に住所を有し、居住している方又は居住しようとする方（別荘、事業活動は対象外）。
- ・既存井戸の飲用水の確保が困難な方。
- ・給水区域以外の区域及び給水区域内であっても配水管の敷設が著しく困難である区域であること。
- ・工事は業者に委託して施工すること。
- ・町税等の滞納がないこと。

※この制度での補助は 1 回限りです。

■補助対象経費

ボーリング工事（打ち抜き工事及び素掘り工事を含む）、取水管工事費、ポンプ設置工事費、給水管工事費（屋内配管工事費を除く）、電気導線工事費、貯水タンク設置工事費、浄水器設置工事費、水質検査費

■補助金の額

1 件の対象事業費総額が 2 万円以上のもので、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額、50 万円が限度です。共同利用している井戸の工事についても同様です。

■補助申請に必要な書類

- ①川俣町井戸掘削事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ②事業計画書（様式第 2 号）
- ③工事費等の内訳が明記されている見積書の写し
- ④井戸掘削工事場所の施工前の写真
- ⑤井戸の場所及び給水する建物との位置関係が分かる位置図及び工事図面等
- ⑥共同利用の場合は、代表者選任届兼誓約書（様式第 3 号）
- ⑦他人の土地に井戸がある場合は、土地使用承諾書（様式第 4 号）
- ⑧完納証明書
- ⑨前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

■その他

・事前着工は補助の対象となりませんのでご注意ください。

・井戸掘削を検討されている方は、申請前に町役場町民税務課生活環境係（3 番窓口）までご相談ください。

ご相談お待ちしております

